

# 社会福祉法人みどり福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条の規定にかかわらず、無報酬とする。

## (費用)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	日当
実費(最も経済的な経路の運賃)	10,000円	1,000円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算払いし、終了後精算することができる。

## (兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。